

行政不服審査法（行政不服審査のための効果的な体制整備）

伊豆市・伊豆の国市が第三者機関を共同設置

課題検討会での検討を契機に、伊豆市、伊豆の国市及び伊豆の国市廃棄物処理施設組合（一部事務組合）において、第三者機関の共同設置を企画・実践し、平成28年度から運用を開始した。

【行政不服審査法とは】

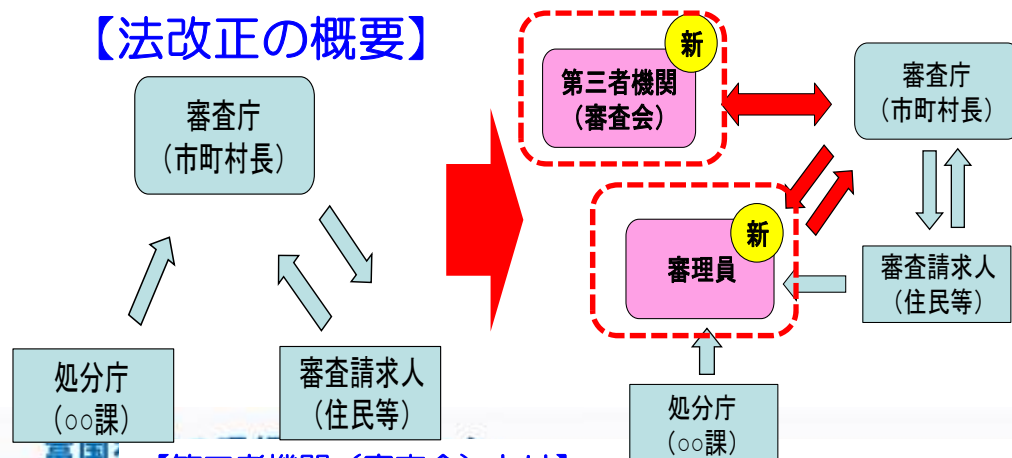
行政庁の処分等によって不利益を受けた国民が不服を申し立て、これを行政庁が審査する手続について定めている法律。平成26年に、平成28年4月から適用される制度改正が行われた。

法改正に関する調査・研究及びその情報共有により、市町の円滑な対応への支援を実施

行政不服審査法の改正に伴い、新たに整備すべき第三者機関や条例等に関し、県の取組事例及び県内市町の対応状況を情報共有し、各市町の法改正に対する円滑な対応を支援。

住民の権利を保障する法改正に適切に対応

【法改正の概要】



【第三者機関（審査会）とは】

審査請求についての採決の客観性・公平性を高めるため、第三者の立場から、審理員が行った審理手続の適正性や審査庁の判断の妥当性をチェックする。

【第三者機関の共同設置】

